

日進市市民活動団体登録要項

(目的)

第1条 この要項は、日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則（平成24年日進市規則第9号）第29条第4項の規定に基づき、日進市市民活動団体（以下「市民活動団体」という。）の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要項で使用する用語は、特別な定めがある場合を除くほか、日進市市民参加及び市民自治活動条例（平成24年日進市条例第2号）で使用する用語の例による。

(要件)

第3条 市民活動団体の登録（以下「団体登録」という。）ができるコミュニティは、公益的な活動を行うものであるもののほか、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、法人格の有無は問わない。

- (1) 日進市内に事務所を有する、又は日進市内で活動していること。
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の別表に掲げる分野のいずれかに該当する活動を行っていること。
- (3) 営利を目的としていないこと。
- (4) 宗教活動・政治活動・選挙活動を目的としていないこと。
- (5) コミュニティ又はその構成員が暴力団又はその構成員の統制下でないこと。

(申請)

第4条 団体登録を受けようとするコミュニティ（以下「申請者」という。）は、日進市市民活動団体登録申請書兼変更・取り消し届出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は会則
- (2) 活動内容を示す書類
- (3) 直近の事業年度の収支予算を示す書類
- (4) 直近の事業年度の収支決算を示す書類
- (5) 代表者の氏名及び住所を証するものの写し
- (6) 法人にあつては、法務局が発行する法人登記の写し及び法人印鑑証明書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(可否の決定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、第3条各号に掲げる要件に適合するかどうかを速やかに審査し、団体登録の可否を決定するものとする。

(登録)

第6条 市長は、前条の規定により団体登録を認めた場合、申請者を団体登録し、申請

者に対して日進市市民活動団体登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）を発行する。

- 2 登録証は、市民活動団体以外の者に譲渡又は転貸することはできない。
- 3 市民活動団体は、登録証を紛失したときは、速やかに市長へ届け出るものとする。
（有効期間）

第7条 団体登録の有効期間は、平成27年4月1日を基準日として、当該基準日から起算して3年とする。

- 2 前項の有効期間の途中で登録した市民活動団体については、その残存期間をもって登録の有効期間とする。
（更新）

第8条 市民活動団体は、団体登録の有効期間満了の後も引き続き登録を受けようとするときは、当該期間の満了する10日前までに、あらかじめ団体登録の更新の意思表示をしなければならない。

- 2 前項の規定により団体登録が更新したときはその登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年とする。
（変更）

第9条 市民活動団体は、団体登録の内容に変更が生じたときは、日進市市民自治活動団体登録申請書兼変更・取り消し届出書（第1号様式）に変更後の内容を証する書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

（取り消し）

第10条 市民活動団体は、団体登録を取り消すときは、日進市市民活動団体登録申請書兼変更・取り消し届出書（第1号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（抹消）

第11条 市長は、市民活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民活動団体の団体登録を抹消することができる。

- (1) 団体登録申請の内容に虚偽の事実があったとき。
- (2) 第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（にぎわい交流館の利用者登録）

第12条 日進市にぎわい交流館条例施行規則（平成17年日進市規則第55号）第2条に規定する公益的な活動を行うもので市に登録した者とは、市民活動団体をいう。

（読替規定）

第13条 日進市にぎわい交流館条例（平成17年日進市条例第21号）第20条第1項の規定により、日進市にぎわい交流館の管理を指定管理者に行わせる場合にお

いては、第4条、第5条、第6条、第9条、第10条、第11条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、改正前の日進市市民活動団体登録要項による団体登録を受けている者は、第6条の登録を受けた者とみなす。
- 3 この要項は、平成27年4月1日から施行する。